

新型コロナウイルス感染症に係る市の施設利用の目安

※下線は改定箇所

令和3年12月1日

小浜市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策については、市の施設利用の目安を下記のとおり定める。

1 基本的な考え方

●施設の利用にあたり、3つの密（密閉・密集・密接）を避けるため、利用者に対し条件が重ならないよう工夫した利用を要請する。

- (1) 利用者の健康状態や周囲に感染確認者がいないか等のリスクを確認するとともに、感染症の発生が確認された際に、積極的疫学調査が直ちに実施できるよう、可能な限り利用日時、氏名、連絡先を把握し保管しておくこと（3週間以上保管し、それ以上の情報の保存については各施設の文書等の管理に準ずる）
- (2) 貸し館利用等については、利用団体にリスクの確認と参加者名簿の保管を依頼し、口頭での健康確認報告と代表者の連絡先等を把握しておくこと
- (3) 利用者の利用日時、氏名、連絡先を把握することが難しい施設は、利用者に対し以下のことを看板、ポスター等で周知し、理解と協力を得ること
 - ・来館時のアルコール消毒液等による手指消毒の実施
 - ・咳エチケット（マスクの着用※屋外で人が近くにいない場合は除く）の実施
 - ・密集しないよう他人と距離をおいてご利用いただくこと
 - ・風邪症状がある方の入館は控えていただくこと
- (4) 感染した際に重篤化しやすい人（65歳以上の方、持病のある方）および、「密集」や「密接」を回避する行動が難しい子ども（小中高校生、幼児）の屋内施設の利用については、可能な範囲で、「3つの密」が発生しないよう配慮するとともに、利用の際は、本人または保護者等に、感染防止・リスク軽減対策の協力を求めること

2 感染防止・リスク軽減対策を出来る限り実施する

<施設が実施すること>

密閉の回避

- 利用の有無にかかわらず、開館時に各部屋の定期的な換気を実施する（利用のない部屋は1日1回10分程度2方向の窓等を開け内部の空気を入れ換える）

密集の回避

- 大声での歓声・声援等が想定される場合は、感染対策をとったうえで、飛沫を発生すると想定される人との間隔を最低1m要する

清潔の保持

- ドアノブや机、イス、手すり、各種スイッチ等、施設スタッフや利用者が共有する場所や物品を平時の清掃に合わせ消毒をする

- アルコール消毒液等を施設または利用部屋に設置、または手洗い場所をわかりやすく案内する

<利用者や利用団体等に依頼すること>

健康観察

- 事前の体温測定とマスクの着用（ただし、困難な方へ配慮する）を要請する
- 発熱、全身倦怠感等の風邪症状がみられる場合は利用を控えるよう要請する
- 過去2週間以内に、新型コロナウイルス感染者や疑われる方と接触した可能性がある方は利用を控えるよう要請する

密閉の回避

- 利用中の室内は、2方向の窓（1方は出入口でも可）を同時に開けるなどにより、換気を励行する（開館前および1時間に10分、可能であれば30分に5分程度）

密集、密接の回避

- 開催のメイン会場のみならず、喫煙所や更衣室、休憩室等においても人と人の距離を確保しながら利用する
- 定員を設けたり、移動を指示したりするなど、参加者が1つの場所に密集しないよう配慮する
- 利用中に、マスクを外す、飲食、大きな声(歓声、高唱など)や激しい運動など呼気量が増えるような感染リスクが高まる行動が少ない内容での利用を要請する。やむを得ず大きな声を出す等の必要がある場合は、できる限り発声者がマスクやフェイスシールドの着用またはビニールシート等で他の人との空間をわけたうえで、対面する人との距離を最低1m以上確保すること。
- 近距離での発声は避け、やむを得ず近距離での会話が必要な場合は、相手との対面を避け、自らの発する飛まつがかからないよう配慮する。

清潔の保持

- 咳エチケットの徹底と、手洗いを推奨する
- 利用中に利用者各自が使用する物品（筆記用具や衛生物品）等はできる限り持参していただき、共有を避ける
- 使用した借用物品、常設物品等の使用前後の消毒実施については、利用予約時または実施前に施設利用者と協議し、両者の役割分担を徹底し、施設から求められる物品消毒を実施する

その他

- 国が示す感染リスクが高まる「5つの場面」について十分注意するよう要請する
- 接触確認アプリ（COCO A）の利用を促し、クラスターの発生と拡大の防止に協力を求めること。万一接触確認アプリからの通知があった場合には、受診・相談センター（電話：0776-20-0795）に相談するよう促すこと